

京都市文化会館条例の一部を改正する条例（令和4年3月30日京都市条例第42号）
（文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課）

京都市文化会館の利用料金の上限額の適正化を図る等の必要があるため、京都市文化会館条例の一部を改正することとしました。

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

京都市文化会館条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第42号

京都市文化会館条例の一部を改正する条例

京都市文化会館条例の一部を次のように改正する。

「

円	円	円
48,190	62,850	72,280
40,850	52,380	60,760
11,940	15,290	17,770
9,950	12,990	14,770
2,510	3,350	3,770
1,250	1,460	1,670
2,930	3,870	4,290
1,250	1,460	1,670
2,200	2,930	3,240
1,250	1,460	1,670
2,930	3,870	4,290
1,150	1,670	1,780
1,150	1,670	1,780
1,040	1,250	1,460
940	1,150	1,250

別表第2備考以外の部分中

を

」

「

円	円	円
53,010	69,140	79,510
40,850	52,380	60,760
13,140	16,820	19,550
9,950	12,990	14,770

2,770	3,690	4,150
1,380	1,610	1,840
3,230	4,260	4,720
1,380	1,610	1,840
2,420	3,230	3,570
1,380	1,610	1,840
3,230	4,260	4,720
1,270	1,840	1,960
1,270	1,840	1,960
1,150	1,380	1,610
1,040	1,270	1,380

に改め、同表備考4中「創造活動室を」の

」

右に「文化会館で行う催物の」を加え、同備考7中「1,040円」を「1,150円」に、「1,570円」を「1,730円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市文化会館条例の規定による文化会館の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前の申請に係る文化会館の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)